

税のお知らせ — TAX INFORMATION —

町税などの納期内納付をお願いします

皆 さんに納めていただいている町税や使用料は、社会福祉や教育、医療など幅広い行政サービスに活用されており、町の非常に貴重な財源です。今年度の町税などの納期限が下表のとおりに決まりました。納期限を確認し、納め忘れのないようにお願いします

		町県 民税	固定 資産税	軽自 動車税	国民 健康 保険税	後期高齢 者医療 保険料
5月	5/31(金)		1期	全期		
6月	7/1(月)	1期				
7月	7/31(水)		2期		1期	1期
8月	9/2(月)	2期			2期	2期
9月	9/30(月)		3期		3期	3期
10月	10/31(木)	3期			4期	4期
11月	12/2(月)		4期		5期	5期
12月	1/6(月)	4期			6期	6期
1月	1/31(金)				7期	7期
2月	2/28(金)				8期	8期
3月	3/31(月)				9期	9期

▶▶口座振替は毎月25日です。

●納税通知書発送時期

- ▶ 5月＝固定資産税、軽自動車税
- ▶ 6月＝町県民税
- ▶ 7月＝国民健康保険税、後期高齢者医療保険料



●滞納には厳しく対応します

町では公正で適正な負担を図るため、町税などに滞納がある人に対して、福岡県と共同で給与や預金の差し押さえなどの滞納処分を行っています。やむを得ない理由で、一時的に期限内の納付ができないときは、放置せずに役場住民課税務・滞納対策係に相談ください。

【令和5年度の差し押さえなどの件数と納付額】

- ・件数＝53件
- ・納付額＝2,562,978円

☎ 役場住民課税務・滞納対策係 (☎ 82-1234)

添田町タクシー利用助成事業

タクシー利用助成は毎年申請が必要です



運 転免許を持たない満75歳以上の人を対象とした「タクシー利用助成券」の交付を受けるためには、毎年申請が必要です。役場から郵便などで申請の案内はしていません。

●対象者 <<すべてに該当する人>>

- ▶ 添田町に住民票がある75歳以上の人
- ▶ 運転免許を持っていない人
- ▶ 町税、使用料などに滞納がない人



●助成内容 利用助成券1枚につき500円を助成 ※交付決定月により交付枚数が異なります。

●必要なもの 印鑑、健康保険証などの本人確認ができるもの、タクシー利用者登録証(すでに登録している人のみ)

※代理で申請する場合は、本人と代理人の印鑑、本人確認ができるものが必要です。詳しくは問い合わせください。

☎ 役場まちづくり課まちづくり推進係 (☎ 82-5965)

マイナンバーカードを作りませんか

マイナンバーカードの出張申請を実施しています



マ イナンバーカードを作りたいけれど「どうしていいかわからない」、「施設にいるので役場に行くことができない」などお困りの人を対象に出張申請を実施しています。電話で予約すると、職員が自宅や施設などに訪問し、顔写真撮影から申請書の作成まで、マイナンバーカードの申請に必要な手続きを行います。マイナンバーカードの申請を検討している人は、この機会をぜひ利用ください。

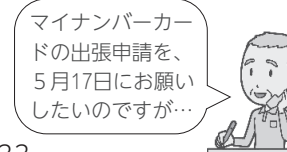
●対象 <<すべてに該当する人>>

- ▶ 訪問先が添田町内であること
- ▶ 添田町に住民登録があること
- ▶ 高齢や障がい、病気などの理由により外出が困難であること
- ▶ マイナンバーカードの受け取りまでの間に転出する予定がないこと
- ▶ 申請者本人が訪問先にいること(15歳未満または成年被後見人の人は、法定代理人が同席してください)

※その他、役場に来ることができない人は、相談ください。

●出張申請の流れ

- ① 役場住民課戸籍住民係に電話で希望日時を伝えてください

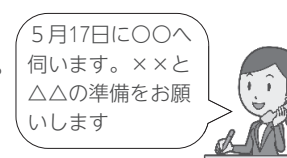


▶ 電話番号 82-1233

▶ 受付時間 平日8時30分～17時15分

※状況により、希望する日時に沿えない場合があります。

- ② 戸籍住民係から折り返し電話をかけます。訪問日時と準備するものを伝えます



- ③ 職員が訪問し、写真撮影や申請書類を作成します



※マイナンバーカードの受け取り方法は、訪問時に説明します。

☎ 役場住民課戸籍住民係 (☎ 82-1233)

全国瞬時警報システム放送訓練

Jアラートの放送訓練をします

大 災害や緊急事態発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した自動放送訓練が全国一斉に実施されます。町でも、次の日程で防災無線のスピーカーから下記の内容が放送されます。放送に伴い、避難などを行う必要はありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ▶ 放送訓練日時 5月22日(日) 11時頃
- 8月28日(日) 11時頃
- 11月20日(日) 11時頃
- 2月12日(日) 11時頃

- ▶ 放送内容 ① 開始チャイム
- ② 「これはテストです」
- ③ 「こちらは添田町です」
- ④ 終了チャイム



☎ 役場防災管財課防災安全係 (☎ 82-4002)

障がいをもつ子どもの将来のために

障害年金(20歳前障害)という制度があります

傷 病や障がいによって日常生活などに介助が必要な人に、20歳以降に給付を受けることができる障害年金という制度があります。20歳以降に申請でき、国が定めた障害等級表の状態に該当すれば年金が支給されます。

●障害年金1等級(年間支給額102万円)

介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障がいの状態

●障害年金2等級(年間支給額81万6千円)

必ずしも助けを借りる必要はなくても日常生活は極めて困難で労働による収入を得ることができないほどの障がいの状態

※申請には医師の診断書が必要です。詳しくは問い合わせください。

☎ 役場住民課保険年金係 (☎ 82-5966)
直方年金事務所 (☎ 0949-22-0891)

国民年金保険料の納付は割引制度がお得です

国民年金保険料額が16,980円に変わります

令 和6年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。支払い方法によって、お得な割引制度(最大1か月あたり691円)がありますのでご利用ください。各月納付や口座による翌月末振込以外の納付方法で保険料を納めると割引を受けることができます。お得な割引制度については、日本年金機構のホームページを確認、または役場住民課保険年金係に問い合わせください。



●学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生のために、学生専用の年金免除制度があります。

【手続きの際の注意事項】

・本人の学生証(学生である期間がわかるもの)または在学証明書が必要です。

☎ 役場住民課保険年金係 (☎ 82-5966)